

令和5年第1回

十和田地域広域事務組合議会
定例会会議録

令和5年第1回定例会議録目次

令和5年2月22日（水曜日）

○ 議事日程第1号	3
○ 本日の会議に付した事件	3
○ 出席議員	3
○ 説明のため出席した者	4
○ 職務のため出席した事務局職員	5
○ 開 会	6
○ 日程第1 仮議席の指定	6
○ 日程第2 議長の選挙	6
○ 日程第3 議席の指定	7
○ 日程第4 会議録署名議員の指名	8
○ 日程第5 会期の決定	8
○ 日程第6 常任委員会委員の選任	8
○ 日程第7 一般質問	9
○ 日程第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について～日程第22 議案第13号 十和田地域広域事務組合個人情報保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	18
○ 日程第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	20
○ 日程第9 議案第2号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	20
○ 日程第10 議案第3号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	21
○ 日程第11 議案第4号 令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	21
○ 日程第12 議案第5号 令和5年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	21
○ 日程第13 議案第6号 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算	22
○ 日程第14 議案第7号 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	22
○ 日程第15 議案第8号 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	23
○ 日程第16 議案第9号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	23
○ 日程第17 議案第10号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）	24
○ 日程第18 議案第11号 令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食	

	特別会計補正予算（第２号）	2 4
○	日程第１９ 議案第１２号 令和４年度十和田地域広域事務組合清掃特別 会計補正予算（第２号）	2 4
○	日程第２０ 同意第１号 十和田地域広域事務組合監査委員の選任につい て.....	2 5
○	日程第２１ 同意第２号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命 について.....	2 5
○	日程第２２ 議案第１３号 十和田地域広域事務組合個人情報保護に関 する法律の施行に関する条例の制定について	2 6
○	日程の追加.....	2 6
○	追加日程第１ 総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の 継続審査の件～追加日程第２ 民生常任委員会における特定事件調査事 項の閉会中の継続審査の件	2 7
○	閉 会.....	2 7

令和５年第１回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

開会 令和 ５年 ２月２２日
閉会 令和 ５年 ２月２２日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第１号	十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	令和５年 ２月２２日	原案可決
議案第２号	令和５年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	〃	〃
議案第３号	令和５年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	〃	〃
議案第４号	令和５年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	〃	〃
議案第５号	令和５年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	〃	〃
議案第６号	令和５年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算	〃	〃
議案第７号	令和５年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	〃	〃
議案第８号	令和５年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算	〃	〃
議案第９号	令和５年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算	〃	〃
議案第１０号	令和４年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第１１号	令和４年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
議案第１２号	令和４年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第２号）	〃	〃
同意第１号	十和田地域広域事務組合監査委員の選任について	〃	同 意
同意第２号	十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について	〃	〃
議案第１３号	十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について	〃	原案可決
追加日程第１	総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続審査の申し出について	〃	決 定

追加日程第2	民生常任委員会における特定事件調査事項 の閉会中の継続審査の申し出について	〃	〃
--------	--	---	---

議事日程第1号

令和5年2月22日（水）午後2時30分開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 仮議席の指定 | |
| 第2 | 議長の選挙 | |
| 第3 | 議席の指定 | |
| 第4 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第5 | 会期の決定 | |
| 第6 | 常任委員会委員の選任 | |
| 第7 | 一般質問 | |
| 第8 | 議案第 1号 | 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について |
| 第9 | 議案第 2号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第10 | 議案第 3号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算 |
| 第11 | 議案第 4号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算 |
| 第12 | 議案第 5号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算 |
| 第13 | 議案第 6号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算 |
| 第14 | 議案第 7号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算 |
| 第15 | 議案第 8号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第 9号 | 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算 |
| 第17 | 議案第10号 | 令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号） |
| 第18 | 議案第11号 | 令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号） |
| 第19 | 議案第12号 | 令和4年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号） |
| 第20 | 同意第 1号 | 十和田地域広域事務組合監査委員の選任について |
| 第21 | 同意第 2号 | 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について |
| 第22 | 議案第13号 | 十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

- | | |
|----|------|
| 1番 | 太田正幸 |
| 2番 | 笹淵峰尚 |

3 番	長 根	一 男
4 番	久 田	伸 一
5 番	佐々木	勝
6 番	澤 上	訓
7 番	氣 田	量 子
8 番	江 渡	信 貴
9 番	山 本	実
10 番	苜米地	繁 雄
11 番	尾 形	裕 之
12 番	横 道	一 男
13 番	工 藤	正 廣
14 番	戸 来	伝 平
15 番	小 川	洋 平

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	小山田	久
副 管 理 者	成 田	隆
副 管 理 者	若 宮	佳 一
副 管 理 者	北 舘	康 宏
六戸町副町長	下 田	正 幸
事務局 長	中屋敷	徳 浩
消 防 長	寺 地	充 宏
次 長	川 村	博 秀
警 防 課 長	滝 澤	文 隆
予 防 課 長	山 崎	一 行
通信指令課長	川 村	宏 範
十和田消防署長	三 浦	隆 一
六戸消防署長	氣 田	安 裕
十和田湖消防署長	山 田	隆 行
会 計 管 理 者	山 端	さゆり
監 査 委 員	久 保	光 造
監査委員事務局長	堰野端	節 子
教 育 長	丸 井	英 子
教 育 部 長	小 川	友 恵
教育総務課長	原 田	克 人
学校給食センター所長	越 田	守

職務のため出席した事務局職員

次			長	白	山	利	明
次	長	補	佐	角	浜		篤
次	長	補	佐	盛	田		均
推		進	監	今	泉	卓	也
施	設	係	長	舘	林	伸	吉
財	政	係	長	平	野	隆	志
主			査	佐々	木	大	樹

開 会

午後 2 時 3 0 分 開会

○副議長（山本 実） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和 5 年 2 月 8 日告示招集されました令和 5 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めてまいります。

日程第 1 仮議席の指定

○副議長（山本 実） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの席順の議席といたします。

日程第 2 議長の選挙

○副議長（山本 実） 日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（山本 実） 念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

ただいまの出席議員は 15 名であります。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（山本 実） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（山本 実） 異状なしと認めます。

点呼を命じます。

（職員氏名点呼）

（各議員投票）

○副議長（山本 実） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（山本 実） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(山本 実) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により開票の立会人には5番佐々木勝議員、10番
米地繁雄議員を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長(山本 実) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち	有効投票	15票
	無効投票	0票

です。

有効投票のうち	小川洋平議員	11票
	工藤正廣議員	4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3,75票。

よって、小川議員が議長に当選されました。

議長に当選されました小川議員が議場におられますので、この席から会議規則第32
条第2項の規定による当選の告知をします。

議長に当選されました小川議員の発言を許します。

小川議員。

○15番(小川洋平) ただいま皆様からご支持をいただきまして、議長という職を全う
することとなりますが、この4年間、ひとつ皆様のご協力の下、進めてまいりたいと思
いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

○副議長(山本 実) 以上をもちまして副議長の職務を全て終了いたしました。ご協力
ありがとうございました。小川議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 再開

○議長(小川洋平) 休憩を解いて会議を開きます。

日程第3 議席の指定

○議長(小川洋平) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ、太田正幸議員
を1番に、笹渕峰尚議員を2番に、氣田量子議員を7番に、江渡信貴議員を8番に、工
藤正廣議員を……暫時休憩します。

午後 2 時 4 8 分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

江渡信貴議員を 8 番に、工藤正廣議員を 1 3 番に、戸来伝議員を 1 4 番に、小川洋平議員を 1 5 番に指名いたします。

それでは、指定した議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩します。

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 2 時 5 1 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（小川洋平） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、3 番長根一男議員、4 番久田伸一議員を指名いたします。

日程第 5 会期の決定

○議長（小川洋平） 日程第 5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 6 常任委員会委員の選任

○議長（小川洋平） 日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において総務文教常任委員会委員に太田正幸議員、氣田量子議員、工藤正廣議員、小川洋平議員、戸来伝議員、以上 5 名を、民生常任委員会委員に笹渕峰尚議員、江渡信貴議員、以上 2 名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員はただいま指名したとおり選任することと決定いたしました。

ここで各常任委員会開催のため暫時休憩します。

午後 2 時 5 3 分 休憩

午後 3 時 0 1 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

ただいま総務文教常任委員会委員長より副委員長の互選の結果について報告がありましたので、報告します。副委員長に 1 番太田正幸議員が互選されました。

以上でございます。

日程第 7 一般質問

○議長（小川洋平） 日程第 7、一般質問を行います。

質問は、通告により議長において指名いたします。

なお、あらかじめ申し添えておきますが、再質問は会議規則第 5 6 条の規定に基づき 3 回までとし、発言時間は。

（「議長」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後 3 時 0 2 分 休憩

午後 3 時 0 3 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

一問一答方式であれば、3 回と規定をしなくても質問はできることとなっております。発言時間は、会議規則第 5 7 条第 1 項により 6 0 分以内といたしますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、指名いたします。

戸来伝議員。

暫時休憩します。

午後 3 時 0 4 分 休憩

午後 3 時 0 5 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

最初の質問はこちらの方でして、再質問は向こうですというふうなことで決めます。

○14番（戸来 伝） それでは、質問させていただきます。

十和田地域広域事務組合の令和5年度一般会計予算案が計上されましたので、総務管理費について質問いたします。我が組合は、消防、学校給食、清掃、衛生、さらには火葬、消防団、消防通信指令と実に多くの事業を行っており、それぞれが誠実で手堅い仕事ぶりで、住民から高く評価されております。令和3年度の決算書において、監査委員は会計は効率的な執行に努めており、健全に運営されていると認め、業務としては経費の節減に努め、事務事業の合理化にも取り組んでいる、このように述べております。関係市町村のご協力はもとより、業務に当たる皆様のご努力のおかげであると改めて感謝を申し上げます。

さて、民間の事業でも、公的な事業でも、その核になるのは人、物、金です。この頃は、日本全体が人口減ですので、人の確保が大きな課題ですし、そのキーワードは働き方改革です。私は、そのポイントは労働環境の改善、すなわち労働衛生性の向上と労働者の満足度の向上だと考えます。

そこで、今回は当組合の労働環境を取り上げます。OECDの報告によれば、日本の労働生産性は先進7か国で最下位です。国連からは、日本は長時間労働、過労死、精神的なストレスによる自殺が問題なので、訂正しなさいと勧告を受けています。かつて私たち日本人は、働くのが大好きで、勤勉であることを誇りに思い、せっせと汗を流してきました。時代が変わり、今は労働者の健康が大事にされる社会です。労働日数、労働時間、様々な休日や休憩など、多くの法律で労働者の権利が守られています。これらによって労働者が健康に働けて職場の生産性が上がるのですから、方向性としてはすばらしいことですが、我が組合の実態はどうでしょう。

11月29日の定例会の会議録を拝見いたしました。山田洋子議員が一般質問をし、一般会計の職員の勤務状況を取り上げました。少し引用します。まず、働き方改革については、長時間労働や過労死の問題など、社会問題として大きくクローズアップされている、職員が心身ともに健康で職務を遂行することが基本だとし、時間外勤務手当の内訳の説明を求めました。これに対して事務局長は、手当は総務係及び財政係でつけており、決算や予算の時期、職員の異動の時期、年末調整の時期など多く発生すると答弁しております。山田議員がその内訳を聞きたいと言うと、事務局長は資料を持ち合わせていないので、後日山田議員に報告すると答えています。時間外勤務の許可の仕組みの質問に対し、事務局長は係長と事務局次長から決裁の経た上で勤務していると答えました。ほかにもやり取りはありましたが、最後に時間外労働は適正な範囲だったのかの山田議員の問いに対して、事務局長は適正な範囲内だったと判断していると、このように答えております。この定例会では、事務局長も勉強不足のようで、課題の多くは先送りになりましたが、働き方改革は広域事務組合のみならず、どの市役所、町村役場にも共通する深くて広くて難しい問題ですから、山田議員の問いかけは大きな意義があったと思います。

さて、今回は令和5年度の一般会計予算ですが、総務管理費における時間外勤務手当が予算案に項目として示されておられません。これでは職員の働き方を心配したくても分析もできませんし、意見も言えません。そこで、令和3年度の決算を参考にしてみました。職員手当の支払い実績は1,563万円で、そのうち時間外勤務手当が約285万

円支払われております。ここにいる職員は数人ですが、局長と次長には時間外がつきませんから、残る2人あるいは数人に285万円ということでしょうか。ここに山田議員に事後報告された事務局数人の時間外勤務実績がありますので、月別時間数を読み上げます。4月に107時間、5月に35時間、6月に19時間、7月に83時間、8月54時間、9月49時間、10月に63時間、11月に92時間、12月に68時間、1月に120時間、2月に153時間、3月に73時間、1年の合計が2人で916時間となります。916時間ですよ、皆さん。平日と休日の月別の内訳もありますが、省略して、年の合計だけ述べますと、平日は265時間なのに対して、休日が何と651時間です。決算や予算の時期は忙しいでしょう。異動や年末調整の時期も忙しいでしょう。それは、公務員の仕事として当然のことですから、どの部署にしても年間計画では仕事を組みます。私は、先ほどの2人で916時間は異常だと思いますが、皆さんはどう思いますか。どの職場にも上司がいて、同僚がいますが、2人の働き方を周りはどう見ているでしょう。決算では監査委員が審査しており、事業は健全に運営されていると認め、経費節減と事務事業の合理化に努めよと意見を述べていますが、この916時間は健全で妥当だと判断したのでしょうか。そこで、3点お聞きします。

1点目は、令和5年度の給与や職員手当についてです。1、4人の職員給の内訳を公表できる範囲で教えてください。2、時間外勤務手当について、予算額とその根拠についてを教えてください。

2点目は、時間外勤務の申請と許可についてです。1として、申請と許可はどのような手順でしょうか。2、申請書と許可書は保管してありますか。

3点目は、時間外勤務と職員の健康管理についてです。1として、過去5年間、時間外勤務が多かった職員のベスト3を教えてください。2として、時間外勤務の多い職員の健康状況や、管理者として行った健康指導あるいは行った対策を教えてください。

以上、職員の時間外勤務に関連し、いろいろ取り上げましたが、予算管理や予算執行はややもすると前例主義になりやすいものです。いわゆる残業勤務の管理は、ルールはあってもなれ合いになりがちです。行き過ぎた残業は、職員の健康を害し、その家族にまで悪影響を及ぼします。この十和田地域の安心と安全を受け持つ大事な役目の広域事務組合が存分に機能し、住民の期待に応えるためには、この問題は重要であると考えます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） ただいまの戸来議員のご質問にお答えいたします。

私からは、時間外勤務と職員の健康管理についてお答えいたします。職員の時間外勤務については、労働基準法等により原則1か月について45時間、1年につき360時間を超えない時間を目安として努めているところでございます。しかしながら、特定の時期などにおいてはやむを得ない時間外勤務を行わなければならない場合も生じますが、長時間の時間外勤務が発生する職員については、命令権者においてストレスチェック制度の実施など、職員の心身の健康状態の十分な把握に努めさせているところでございます。今後も引き続き職員の健康管理に配慮するとともに、情報化の推進、計画的な業務執行、書類等の簡素化、協力体制の整備などについて、事務の合理化に努め、時間外勤務の縮減に努力してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） 質問通告につきまして、給料における時間外手当についてのご質問にお答えいたします。

給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例第2条及び第3条の給料表に基づき、月額で支払われております。時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた職員に対し、勤務時間内に勤務した時間数に応じて支給されるものですが、管理職手当を受ける職員には支給しないものであります。支給額は、勤務1時間当たりの給与額に、例えば平日は100分の125などの支給割合を乗じた額に勤務時間数を乗じて得た額となります。

次に、時間外勤務の申請と許可についてのご質問にお答えいたします。

時間外勤務の必要がある場合、任命権者に申し出て、その命令において勤務しなければならないとされており、時間外勤務を行う場合には事前に事務局次長の決裁を得た上で勤務しております。また、勤務後は速やかに事務局次長へ復命として報告し、実施状況を確認し、決裁処理をしております。

なお、先ほど議員の発言の中で、11月に山田議員に提供した資料の数字の読み上げがありましたが、その中で2人と発言がありましたが、4人分でありますので、ご訂正をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今局長から指摘された、2人ではなくて4人だという答弁ですが、私が主に2人というのは、大幅な時間外を要している人が2人というふうな意味合いで2人というふうなことを言いましたが、それで間違いでしょうか。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

あの時間の中で多いのは、一般職員の勤務時間数が多くなっておりますので、議員の認識とは大きくはずれておりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私は、通告書にあるとおりで、さっき管理者以下答弁いただいたので、よしとしようとしたのですが、やっぱり前回も山田議員が申していますよね。そのことを私があえて捉えて言うのは、局長はこの1年で、中身を知っているかどうか分からないけれども、私がさっき読み上げましたよね、時間外の日数。もっと詳しく言うと、私たちに土曜、日曜、祭日の休日に朝から夜の10時までいると言うのです。それを市民から通報されて、私たちが質問をしているわけなのです。そのことをあんだ、分かっていますか。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

そのような勤務をしている日もあったというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） そのような勤務があったことと言っているけれども、では令和元年に150万円そこそこ、令和2年には136万円、何で令和3年だけで285万円にもなるのですか。あんたがそういうの分かっていると言うのだけれども、倍にもなっているのだよ、倍に、令和3年度に。何が忙しいことあったか、ちゃんと答弁してみてよ。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

具体的にといいますか、通常人事異動があったりとかというところでは時間外勤務が増えたりするのですが、それ以外に職員の心身の状況等によって特定の職員に負担がかかるということもあります。具体的に令和3年度においては、今言った職員の心身の状況等によって特定の職員に職務の比重が大きくなったということが背景としてあります。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 私は、職員の構成も分かっているつもりなのです。分かっている質問しているのですけれども、やっぱり土日、祭日に12回以上の残業をするということ自体が私はあり得ないと思うのですが、そういうふうなことが事実として行われて、トータルで二百八十何万円支給されているのです。そういうふうなことをあんたたちは、さっき私言いましたよ、令和元年、2年、3年度は倍にもなっているということを言っているの。それをあんたは、人事異動の絡みとか、様々な健康上優れない職員もいたみたいない言い方をしているけれども、そんなことではないのです、私らにあった通報は。朝から夜の10時まで明かりつけているというのだよ。その人は、気になって気になって、土日、祭日といえれば必ず見に来るそうです。そうすると、毎回明かりがついているのだそうです。その辺、あんた、前任者とかさまざまな人から聞いたことはありませんか。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

土日、日中で出たり、あと事前に命令を取っていながらも、家族の状況とかで出勤時間が遅くなって帰りが遅くなったこともあったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） ちょっと訳の分からない答弁なので、監査委員、あんた、やっぱり監査しているから、そういうふうなのもちゃんと見た形の中で、改めてもらえますか。どうでしょう。

○議長（小川洋平） 暫時休憩します。

午後3時21分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

久保監査委員。

○監査委員（久保光造） ご質問にお答えいたします。

時間外手当が増加しているということに関しては、決算審査時にこちらでも指摘をしております、その際に、まず今後については業務のマニュアル等を作成して、人事異動等あった場合に関しても残業時間は増えないようにということで、今後の業務の内容を改善するように要望として申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今監査委員からもそういう指導したというのを承りました。けれども、令和3年はひどいという思いから私は質問しているわけなのです。令和4年の実績をもらって見ているのですが、何も変わらないですね。土日、祭日が少ないような状況の中で時間外されているのですが、そんなに変わっていません。

前年度のパーセントで表しているけれども、令和3年度と比較して前年度何%なんていうのはあり得ないと思うのです。要は令和元年、2年に合わせて何%だと0に匹敵するようなのだと思うのですが、令和3年度は突出しているのです。それに令和4年度を合わせてパーセント、何%どうのこうのというのは私はあり得ないと思うのですが、その辺答弁できる人はいますか。

○議長（小川洋平） 中屋敷事務局長。

○事務局長（中屋敷徳浩） ただいまの質問にお答えいたします。

恐らく議員がお持ちの資料は、山田議員に提供した資料だと思いますが、山田議員からの求めに応じて提供した、その範囲の数値について報告したものです。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 局長、誰に提供したどうのこうのではないのよ、やっぱり。これがうそでない、実態だと思って、私は頂いて質問していることなのだよ。これはうそなのですか。

○議長（小川洋平） 北館副管理者。

○副管理者（北館康宏） 先ほども事務局長がお答えいたしましたけれども、令和3年度の時間外、これは4人で、先ほど議員のほうからもご指摘があった時間、確かにそのとおりでございます。

令和3年度は4人の職員なのですが、そのうち1名の体調が優れなく、日中の業務も滞っていると、そういった状況の中で、その職員の仕事をカバーするために時間外が増えたというのが実態でございます。

それと、日曜日、土曜日の時間外でございますけれども、基本的に命令は8時半から5時までの時間外で時間外勤務命令を発しております、それに基づいて復命を受けていると。ということで、実態的には処とすれば10時までという話ですけれども、そういった事情があったのかどうかは多分復命でしか確認できていないこともあろうかと思えます。

それと、令和4年度でございますけれども、時間外勤務をしている業務内容が異なっ

でございます。令和3年度は、職員の体調不良に伴うカバー、職員の業務をカバーするために増えていたわけなのですけれども、令和4年度につきましては組合全体の職員の給与事務のシステムの構築に担当の者が今従事しておりまして、集中的にそれに当たっているということで、時間外が増えているという実態でございます。それは、今年度中にシステムを構築することによって、来年度は給与事務に関する部分について事務効率が図られ、時間外が減ると、そういう予定になってございます。

ということで、去年の時間外を実施した人と、今年時間外を実施している人で、確かに時間外勤務の時間数は多いのですけれども、同じ人ではないということだけを答弁いたします。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今副管理者の答弁でおおよそは分かりますけれども、その給料どうのこうの時間外がかなり増えているという話なのだけれども、要はできる人に早くやらせたほうが時間外というのはあんまりかからないのだ。それは、局長がどういう人に指名したか分からないけれども、突出しているの、時間外も。それだと、私はやっぱり駄目だと思う。

あまり時間ないからやめませんが、副管理者、あそこの施設はどこかと提携しているわけでしょう、防災管理上。それをしているのであれば、私はやっぱり土日、祭日の時間外、今副管理者が言った8時半から5時半で終わるというのが10時頃までいて、それが通報されての質問なので、それから全部照らし合わせて、突き詰めて、後で私に報告していただければありがたいなと思うのですけれども。

○議長（小川洋平） 戸来議員、答弁求めるの。

○14番（戸来 伝） やってくれるかどうか。

○議長（小川洋平） やってくれるかどうか。いいですか。

北館副管理者。

○副管理者（北館康宏） ただいまの質問にお答えをいたします。

時間外勤務の復命については、基本的に本人の申告、これに基づいて、その状況を確認しながら復命の決裁をしております。ただ、実際の時間外勤務をしたかどうかという実績の確認という方法として、必要がある場合なのですけれども、機械警備を実際実施しております。したがって、時間外勤務で施設に入所するときは、解除すると言えおかしいのですけれども、解除して、実際帰るときには開始の手続きをして出るのが原則になっておりますし、そのようにやっております。したがって、必要があるときは機械警備の要は解除、施錠の状況も確認しながら、その事実については確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） もし副管理者がやらないのであれば、私は個人的にでもそういうふうな手続きを取って調査をしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小川洋平） 以上で戸来伝議員の質問を終わります。

次に、1 番太田正幸議員。

○1 番（太田正幸） 1 番太田正幸でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

学校給食についてです。学校給食については、学校給食法に基づきまして学校における食育の推進を図る観点から、学校給食を活用した食に関する指導を行うとともに、学校給食衛生管理基準に照らして学校給食の衛生管理を定めております。その法律に規定している学校給食の目標は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くことなど7項目あり、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になっております。

そこで、今回は1点、給食センターで調理したものを直接学校へ届けている給食の配送に絞って、安全に届けていることを確認する意味で、業者選定から業務内容など、全般的にどのように実施されているのか質問させていただきます。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（小川洋平） 小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 太田議員のご質問にお答えいたします。

学校給食を提供するに当たりましては、定時に確実に学校へ配送するため、十和田地域広域事務組合では指名競争入札により配送業者を決定し、配送の業務の委託を実施しております。令和4年度におきましては、十和田市、六戸町小中学校27校に対し、年間約200日、トラック8台8コースで給食の配送と回収を行っております。また、配送業者決定後は、車両の準備やドライバーの確保等に所要の日数を要することから、前年度中に翌年度の債務負担を設定して当該年度の業務委託契約の締結をしており、4月から始まる給食の提供に支障がないように万全を期しているところでもあります。今後とも十和田市、六戸町と連携し、安全安心な給食事業の推進に努めてまいりたい、そのように考えております。

その他の質問につきましては、事務局長から答弁をさせます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1 番（太田正幸） ありがとうございます。再質問させていただきます。

先般、学校給食配送中にスープがこぼれたという話を耳にしました。私も一保護者でありますから、すごくびっくりして、本当に届けることができたのかなと。もし届けることができなかったとすれば、保護者にとって本当に驚くことでございますし、子供にとっても残念なことでもあります。そのようなことがあったのかどうか、また事実とすれば、その経緯等をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小川洋平） 小川教育部長。

○教育部長（小川友恵） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食の配送中の汁漏れは、十和田市内の小学校1校において、本年1月26日に発生いたしました。当日は、前日までの降雪に加え、午前中、十和田市に大雪警報が発令され、道路及び校地内に相当な量の雪があり、配送用のトラックの走行に支障が出るよう

な状況でした。食缶はコンテナに格納して配送しておりますが、当該学校用の3台のコンテナのうち1台のコンテナに格納した5缶の食缶から少量の汁漏れが発生しております。汁漏れを確認後、不足した分量相当分として給食センターの予備の食缶1缶を学校へ直ちに配達いたしました。このことにより給食の開始が遅れたり、所定の分量より少ない提供になるということはありませんでした。

汁漏れの原因につきましては、食缶の蓋が通常時と同様に閉まっており、食缶を格納する配送車内のコンテナも通常と同様にロックされておりましたが、当日の大雪による路面状況の相当な悪化により、配送用のトラックが走行中激しく揺れたことで汁漏れが発生したものと考えております。

なお、これまで配送中に汁漏れが発生したことはありませんでした。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。これまでそういう給食が遅れることはなかったというご答弁でしたので、原因については様々な要因があったかと思います。今後汁漏れ、スープが漏れるというようなことがないような対策とか、もしございましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（小川洋平） 小川教育部長。

○教育部長（小川友恵） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の汁漏れは、大雪警報が発令され、除雪が間に合わないほど路面状況が悪い日に発生しております。通常時には、先ほど申し上げたとおり、これまでこのような汁漏れは発生しておりません。子供たちが楽しみにしている給食を確実に学校に届けることが重要であると考えておりますので、今後も配送業者等と連携を図りながら、給食の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 太田議員。

○1番（太田正幸） ありがとうございます。

先般の青森県食育推進会議でも食に関する指導を行う小中学校が増加している一方で、朝食を毎日食べる小中学生が減少傾向にあるという状況も確認されているようです。また、給食は子供にとっても楽しみでもございます。成長には欠かせない栄養を摂取する場でもあります。今回の答弁では、きちんと対応していることを確認することができたと思っております。ありがとうございます。

給食が配送されないことのないよう、引き続き将来を担う子供たちのために、子供たちも楽しみにしておりますので、よろしくお願いして私からの質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川洋平） 以上で太田正幸議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について～日程第22 議

案第 13 号 十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の
施行に関する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第 8、議案第 1 号 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから日程第 22、議案第 13 号 十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてまでの議案 13 件、同意 2 件を一括上程いたします。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者（小山田 久） 令和 5 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号の十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務職員の任務等に関し必要な事項を定めるためのものであります。

議案第 2 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合一般会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 7, 626 万 2, 000 円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 7, 626 万円、歳出の主なものは議会費 361 万 4, 000 円、総務費 7, 234 万 8, 000 円を計上いたしました。

議案第 3 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 17 億 1, 274 万 9, 000 円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 16 億 3, 785 万 4, 000 円、組合債 6, 460 万円、歳出の主なものは消防費 15 億 4, 859 万 4, 000 円、公債費 1 億 6, 213 万 4, 000 円を計上いたしました。債務負担行為については、複写機借上料の見込額を計上いたしました。地方債については、消防指令センター設備部分更新事業の見込額を計上いたしました。

議案第 4 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 5 億 9, 823 万 1, 000 円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの給食費負担金及び教育費負担金 5 億 9, 819 万 4, 000 円、歳出の主なものは教育総務費 2 億 8, 451 万 7, 000 円、給食事業費 3 億 1, 270 万 8, 000 円を計上いたしました。

議案第 5 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 12 億 6, 022 万 7, 000 円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 11 億 877 万 8, 000 円、使用料及び手数料 1 億 382 万 6, 000 円、財産収入 3, 493 万 2, 000 円、歳出の主なものは衛生費 12 億 5, 820 万 3, 000 円を計上いたしました。債務負担行為については、事務連絡車更新事業の見込額を計上いたしました。

議案第 6 号の令和 5 年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ 9, 724 万 4, 000 円となっております。歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 9, 720 万 2, 000 円、歳出の主なものは衛生費 7, 335 万 9, 000 円、施設管理費 113 万 6, 000 円、公債費 2,

174万9,000円を計上いたしました。

議案第7号の令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5,956万円となっております。歳入の主なものは、構成市町からの負担金5,353万8,000円、使用料及び手数料602万円、歳出の主なものは衛生費5,906万円を計上いたしました。

議案第8号の令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億882万6,000円となっております。歳入の主なものは、受託事業収入1億882万4,000円、歳出の主なものは消防費1億862万6,000円を計上いたしました。

議案第9号の令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算について申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億3,441万6,000円となっております。歳入は、各消防本部からの負担金3億3,441万5,000円を計上いたしました。歳出の主なものは、消防費3億2,841万6,000円を計上いたしました。

議案第10号の令和4年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ69万4,000円を減額いたしました。この結果、歳入歳出それぞれの総額は16億4,245万5,000円となりました。主に備品購入費の入札残に伴い、繰入金等を減額するものであります。地方債の補正については、高度救命処置用資機材等更新の見込額を減額補正いたしました。

議案第11号の令和4年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ358万円を追加いたしました。この結果、歳入歳出予算それぞれの総額は6億135万円となりました。歳出の主なものについては、学校給食の提供日数の精査及び食材価格の高騰に伴う給食事業費の補正であります。債務負担行為の補正については、令和5年度学校給食運送業務委託料の見込額を計上いたしました。

議案第12号の令和4年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正は、債務負担行為の補正について、令和5年度ごみ収集運搬業務委託料の見込額を計上いたしました。

同意第1号の十和田地域広域事務組合監査委員の選任については、令和5年2月21日をもって任期満了となった十和田地域広域事務組合監査委員、吉田透氏を再び選任するためのものであります。

同意第2号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命については、令和5年3月31日をもって任期満了となる十和田地域広域事務組合教育委員会委員、斗沢一雄氏を引き続き任命するためのものであります。

議案第13号の十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるためのものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小川洋平）小山田管理者。

先ほどの提案理由の説明における一部の読み違い等につきましては、議長において処理していただきますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋平） ただいまの管理者からの発言訂正の申出については、議長においてこれを処理いたします。

日程第8 議案第1号 十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○議長（小川洋平）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

○議長（小川洋平） 日程第9、議案第2号 令和5年度十和田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第 10、議案第 3 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 4 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第 11、議案第 4 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 5 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第 12、議案第 5 号 令和 5 年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第13、議案第6号 令和5年度十和田地域広域事務組合衛生特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算

○議長（小川洋平） 日程第14、議案第7号 令和5年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算

○議長(小川洋平) 日程第15、議案第8号 令和5年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算

○議長(小川洋平) 日程第16、議案第9号 令和5年度十和田地域広域事務組合消防通信指令事務協議会特別会計予算を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 令和4年度十和田地域広域事務組合消防

特別会計補正予算（第２号）

○議長（小川洋平） 日程第１７、議案第１０号 令和４年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第１８ 議案第１１号 令和４年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第２号）

○議長（小川洋平） 日程第１８、議案第１１号 令和４年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第１２号 令和４年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第２号）

○議長（小川洋平） 日程第１９、議案第１２号 令和４年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第20 同意第1号 十和田地域広域事務組合監査委員の選任について

○議長(小川洋平) 日程第20、同意第1号 十和田地域広域事務組合監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

日程第21 同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命について

○議長(小川洋平) 日程第21、同意第2号 十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、同意第２号は同意することに決定いたしました。

日程第２ 議案第１３号 十和田地域広域事務組合個人情報の保護
に関する法律の施行に関する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第２、議案第１３号 十和田地域広域事務組合個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後４時００分 休憩

午後４時０１分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

日程の追加

○議長（小川洋平） ただいま総務文教常任委員会並びに民生常任委員会から特定事件調査事項の閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第２として議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会並びに民生常任委員会から申出の特定事件調査事項の閉会中の継続審査を日程に追加し、追加日程第１から追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会
中の継続審査の件～追加日程第2 民生常任委員会における特定事
件調査事項の閉会中の継続審査の件

○議長（小川洋平） 追加日程第1、総務文教常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続審査の件から追加日程第2、民生常任委員会における特定事件調査事項の閉会中の継続審査の件までの2件を一括議題とします。

総務文教、民生各委員長から、各委員会における特定事件調査事項について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1から追加日程第2までの特定事件調査事項の閉会中の継続審査の2件は、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

閉 会

○議長（小川洋平） 以上をもちまして本定例会に付議されました事件の全てを終了いたしました。

よって、令和5年第1回十和田地域広域事務組合議会定例会を閉会します。

誠にご苦労さまでございました。

午後4時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長

小川 洋平

十和田地域広域事務組合議会副議長

山本 美

同 議 員

長根 一男

同 議 員

又田 伸一